

# 人吉市体育協会表彰規定

## （目 的）

第1条 この規定は、人吉市体育協会（以下「本会」という。）規約第5条の規定に基づき、本会が行うスポーツ表彰に関して、必要な事項を定めるものとする。

## （表彰の種別）

第2条 表彰は、本市のスポーツ功労者及びスポーツ優秀者の2種別とする。

## （表彰の方法）

第3条 表彰は、年1回とし、表彰状の授与を以て行う。

## （候補者の推薦）

第4条 候補者の推薦は、別に定める様式によって本会の加盟団体長が行うものとする。（原則として、候補者の推薦は各種目1名とする）  
但し、特別な事由があるときは、本会役員が推薦することができる。

## （候補者の推薦基準）

第5条 前条に定める候補者は、次の各号いずれかに該当する者でなければならない。但し、過年度において本協会の功労者表彰を受けたことがない者とする。

### ①スポーツ功労者

1. 本市のスポーツ振興に格別の功労があった者。
2. 本会の運営及び事業に格別の功労があった者。
3. 本会の理事またはこれと同等以上の職を10年以上務め、他の模範となりスポーツの振興に功労があった40歳以上の者。

### ②スポーツ優秀者

1. 日本を代表する国際大会に出場する者。
2. 全日本選手権大会またはこれに準ずる大会の入賞3位以上の者。
3. 西日本大会の優勝者。
4. 九州大会の優勝者。
5. 国際大会入賞または日本記録を樹立するなど、特に優れた者。

## （被表彰者の決定）

第6条 被表彰者は、前条の規定により推薦された者の中から常任理事会の選考を経て会長が決定する。

(規定の変更)

第7条 この規定を変更する場合は、理事会の議決を経て行うものとする。

(附 則)

1. この規定は、平成 5年 4月 1日から施行する。
2. この規定は、平成10年 6月20日から施行する。